

令和 2 年度篠栗町国民健康保険特別会計 補正予算（第 5 号）

令和 2 年度篠栗町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,806 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,888,693 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日提出

篠栗町長 三 浦 正

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	535,224	△4,200	531,024
	1 国民健康保険税	535,224	△4,200	531,024
4	県支出金	1,992,193	△4,606	1,987,587
	1 県補助金	1,992,193	△4,606	1,987,587
5	繰入金	272,521	0	272,521
	1 他会計繰入金	272,521	0	272,521
	歳 入 合 計	2,897,499	△8,806	2,888,693

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	1,926,581	△4,200	1,922,381
	4 出産育児諸費	16,809	△4,200	12,609
6	保健事業費	26,909	△4,606	22,303
	2 特定健康診査等事業費	25,541	△4,606	20,935
	歳 出 合 計	2,897,499	△8,806	2,888,693

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 保険給付費	1,926,581	△4,200	1,922,381				△4,200
6 保健事業費	26,909	△4,606	22,303	△4,606			0
歳 出 合 計	2,897,499	△8,806	2,888,693	△4,606	0	0	△4,200

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

△4,200千円

1 項 国民健康保険税

△4,200千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 535,099	千円 △4,200	千円 530,899	2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	千円 △4,200	後期高齢者支援金分現年課税分 千円 △4,200
計	535,224	△4,200	531,024			

4 款 県支出金

△4,606千円

1 項 県補助金

△4,606千円

1 保険給付費等交付金	1,992,193	△4,606	1,987,587	2 特別交付金	△4,606	特別交付金 △4,606
計	1,992,193	△4,606	1,987,587			

5 款 繰入金

0千円

1 項 他会計繰入金

0千円

1 一般会計繰入金	272,521	0	272,521	1 国民健康保険 基盤安定繰入 金（保険税軽 減分）	3,623	国民健康保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 3,623
				2 国民健康保険 基盤安定繰入 金（保険者支 援分）	378	国民健康保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 378
				3 職員給与費等 繰入金	△1,730	職員給与費等繰入金 △1,730
				4 出産育児一時 金等繰入金	△2,800	出産育児一時金等繰入金 △2,800

5 款 繰入金
1 項 他会計繰入金

0千円
0千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
				5 財政安定化支 援事業繰入金	529	財政安定化支援事業繰入金 529
計	272,521	0	272,521			

3 歳 出

2 款 保険給付費

△4,200千円

4 項 出産育児諸費

△4,200千円

目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳					節		説明
			計	特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 出産育児一時金	千円 16,800	千円 △4,200	千円 12,600	千円	千円	千円	千円 △4,200	19 負担金補助及び交付金	千円 △4,200	・住民課 △4,200 ○保健・医療対策の推進 △4,200 19 負担金補助及び交付金 △4,200 出産育児一時金 △4,200
計	16,809	△4,200	12,609	0	0	0	△4,200			

6 款 保健事業費

△4,606千円

2 項 特定健康診査等事業費

△4,606千円

1 特定健康診査等事業費	25,541	△4,606	20,935	△4,606				13 委託料	△4,606	・住民課 △4,606 ○保健・医療対策の推進 △4,606 13 委託料 △4,606 受診勧奨委託料 △4,606
計	25,541	△4,606	20,935	△4,606	0	0	0			